

# J・ロールズの「正義論」を批判的に検討し乗り越えんとする

基本的問題点について周到な議論を提出

鈴木 岳



## 大庭雅之・宇野重規・加藤晋編 ▶社会科学における善と正義

ロールズ『正義論』を超えて  
5・21刊 A5判370頁 本体5800円  
東京大学出版会

本書はJ・ロールズの「正義論」(公正としての正義)を批判的に検討する諸論文を編んだアンソロジーである。本書の副題を大仰と呼んではなるまい。たゞ本書が「正義論」を「超克する」には至らなくとも、全ての偉大な哲学者は、それを乗り越えんとする努力の過程で、そして其処に現れるものとせよ。

周知のものとせよ。読者の便宜の為に公正としての正義の原理を掲げておく。

**第一原理**：各人は基本的自由の最も広範な全システムに対する平等な権利を有する。但しそれは他の同様の権利と並立する限りのものである。

**第二原理**：社会的・経済的な格差は次の条件を充足するものに限り許される。(a) 公正な機会の平等の下等)。(b) 社会的基本財の概に、貧困に明かれた職務と地

位に伴うものである。(c) 考慮することが出来ない人々の、少なくとも長期的に最大の便益に資する無理なく予期されるものである。

第一原理の(c)項が有名な格差原理であり、この原理こそロールズが功利主義原理に取つて代わるものとして掲出された。彼の言わば切り札

である。公正としての正義はその発表後、以下のようないい批判を受けた。(1) 原初状態で人々が原理を導出すために採用するMaximin

原則は非現実的である(Har-  
ry功利論)。(2) 原初状態の主體の設定は余りに抽象的で

正としての正義は結局一種の眞理主義に過ぎない(Hare

功利論)。(3) 公正としての正義は絶対的である(Sandels功利論)。(4) 第一原理の「公平の概念」は曖昧である(Han

功利論)。(5) 社会的基本財の概

金は個人の異なる必要性を考慮する。サンデルの批判が生じたアメリカ合衆国の哲

学的・政治的土壤についての詳しい解説は評者にとって非

常に有益であった。井上龍氏による第2章は主に批判(1)

と(2)に関する議論である。

従来余注意の払われてこなかつた「正義論」最終章の道

徳的人格の哲学的(道徳心理学的)基礎づけに光を当てる。

それは反照的均衡の方法と藝術的・興味深い結

論である。本書がこの研究に

第7、8章は心回身の研究に

社会選択理論の関係、世代間

の資源分配の正義(批評(6))

について、最近の文献まで紹介してほかないが、本書の

議論の射程は上記のセント

アローの「正義論」(Arrow功

利論)にまじも届いて

いると思われる。第3章にお

いて中井大介氏はベンサムー

ミルーンジウムックを軸とする公正としての正義に際せ

られた現時点の課題である。

本書がこの課題を根本から解

きの優れた「ブック・レヴュ

ー」が付されており、読者によ

って構成された「正義論」の意味を詳

しく検討し、疏く大庭雅之氏

による第5章ではロールズ、

サンデルが共に彼らの功利主

論に対する正の優先の意味を詳

しく検討して、疏く大庭雅之氏

による第6章では上記の批

評(4)を除く基本的問題点

について、同書が開拓した議論

を提出していることに気付い

たと思う。しかし、批判(4)

だけが殆ど手つかずのまま放擲されていることは興味深

い。これは、自由主義政治哲

學においてまさに「自由」こ

H.L.A.ハートによる批

評(4)を除く基本的問題点

について、同書が開拓した議論

を提出していることに気付い

たと思う。しかし、批判(4)

だけが殆ど手つかずのまま放擲されていることは興味深

い。これは、自由主義政治哲

學においてまさに「自由」こ

H.L.A.ハートによる批

評(4)を除く基本的問題点

について、同書が開拓した議論

を提出していることに気付い

たと思う。これは明らかに法に

よつて定められる以前の何

らかの意味での「抽象的権利」

であり、現在それは明確な哲

学的基礎を持たない。この権

利概念の哲學的解明は法哲學

の重要な課題ではないだろう

か。

(明治学院大学経済学部教授)